

早島町子ども医療費給付に関する条例（昭和48年6月11日制定）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	早島町
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	74-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	早島町子ども医療費給付に関する条例（昭和48年6月11日制定）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		早島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年早島町条例第2号）別表第1第12項 早島町子ども医療費給付に関する条例（昭和48年6月11日制定）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法第1条	早島町子ども医療費給付に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、「児童を養育している者」に児童手当を支給することにより、「家庭等における生活の安定に寄与する」とともに、「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」ことを目的とする。	この条例は、「こども」に係る医療費の一部を支給する措置を講じ、もって「こどもの健康保持及び増進に寄与する」とともに「児童福祉の向上に資する」ことを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		早島町子ども医療費給付に関する条例（昭和48年6月11日制定） 早島町子ども医療費給付に関する条例施行規則（昭和48年6月11日制定）
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	早島町子ども医療費給付に関する条例第6条第1項 早島町子ども医療費給付に関する条例施行規則第6条第1項
事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	早島町子ども医療費給付に関する条例第6条第1項の規定による受給資格証交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号ニ	早島町子ども医療費給付に関する条例施行規則第5条第1項様式第4号
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年12月18日
独自利用事務の対象者	子ども及び保護者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年12月18日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	20

保護評価書の名称	早島町 こども医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%97%A9%E5%B3%B6%E7%94%BA&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=11&opn_date_from_day=26&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=2&opn_date_to_day=26&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	